

保護者 様

新潟県立白根高等学校長

出席停止について(通知)

学校保健法安全法により、他の生徒に伝染する恐れのある間は登校できないことになっております。必ず医師の診断・治療を受け、登校の際には下記の証明書を学校に提出してください。

I 出席停止となる病気とその期間の基準（主に第2種感染症）

(1) インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
(2) 百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
(3) 麻疹	解熱後3日を経過するまで
(4) 流行性耳下腺炎	腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
(5) 風疹	発疹が消失するまで
(6) 水痘	すべての発疹が痂皮化されるまで
(7) 咽頭結膜熱	主要症状消退後2日を経過するまで
(8) その他 (_____)	治癒するまで、または医師の感染のおそれがないと判断するまで

II 出席停止の基準は上記のとおりですが、登校については主治医に相談のうえ、登校させて下さい。

III 出席停止の期間中は、欠席扱いにはなりません。

IV 病院によっては文書料が必要となる場合がありますので、御承知おきください。

治癒証明書

_____年 組 氏名

診断名 (_____)

上記の生徒は治癒し、他の生徒に伝染の恐れがないことを通知します。

出席停止を必要とした期間 _____月 _____日から _____月 _____日まで

登校してもよいと認められる日 _____月 _____日から

令和 _____年 _____月 _____日

病院名 _____

医師名 _____ 印